

⑦ 冬季の水道管の凍結にご注意ください

問 笠間市上下水道お客さまセンター TEL 0296-87-2231

12月中旬から2月下旬頃までは、水道管内の水が凍結して水が出なくなったり、水道管が破裂して漏水するおそれがあります。長時間水道を使用しない場合や水道管が露出している場合、日陰になっている場合は特に注意が必要です。

凍結防止の対応例

- ①夜間や不在時はメーター脇の水抜きバルブで水抜きをしましょう(水抜きの機能が付いていないものもあります)。
- ②保温材(発泡スチロール等)をビニール袋に入れるなどして、メーターボックス内のメーターや露出している水道管を覆うようにしましょう。※検針ができるようにしておいてください。

凍結してしまったら

自然に溶けるまで待つか、凍結部分にタオルをあて、ぬるま湯をゆっくりとかけてください。熱湯をかけると、水道管が破裂する原因となります。

漏水の確認方法

漏水を見つけるためには、家庭内の蛇口等をすべて閉めて、水道メーターを確認することをお勧めします。

蛇口を閉めても、この部分(パイロット)が回っている場合は漏水です。



※漏水を発見したときは、まず水道メーター脇のバルブを閉める等の応急処置をしてから、笠間市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください(右の二次元コードでご確認ください)。なお、修理費用は自己負担となります。



⑧ 水道工事に伴う交通規制を行います

問 水道課(内線 71210)

水道工事に伴う交通規制を行います。工事看板および交通誘導員の指示に従って通行してください。付近にお住まいの方や通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

規制期間 12月中旬～令和5年2月中旬(予定)

規制区間 笠間市箱田地内

規制内容 車道：全面通行止
午前8時30分～午後5時

施工業者 (有)大堀設備

※工事箇所および規制区間は順次移動します。



⑨ 竹木枝の切除について民法等が一部改正されます

問 企業誘致・移住推進課(内線 592)

隣地から枝が越境している場合について、令和5年4月1日から民法が改正され、催告等の措置をし、一定期間相手方が応じなかった場合、越境された土地の所有者が切除することが認められるようになります。詳しくは右の二次元コードでご確認ください。

※民地同士の問題となりますので、市では代行請求等は一切行えません。催告や請求書の発行などは弁護士や司法書士等へご相談ください。

